



届出について

- ◆ 神河町マスコットキャラクター「カーミン」(以下「カーミン」という)のイラストやネーミングに関する著作権、使用権は神河町に帰属しています。
 - ◆ よって、「カーミン」のイラスト使用の場合は、事前に必ず神河町に届出をし、承認を受けてからご使用ください。
 - ◆ 「カーミン」のイラストを使用する事案の完成見本は、事前に神河町に提出してください。但し、実物の提供が困難なものは、写真等の確認できるものを提出してください。
 - ◆ 「カーミン」のイラストを商品、広告へ掲出する場合の使用料は、発生しませんが、使用目的、使用方法を考慮して、使用許可の決定をさせていただきます。
 - ◆ 使用許可の期間は、使用を許可した日から1年間とします。期間満了後、引き続き使用する場合は、改めて使用許可の届出をしていただきます。
- ※詳細は、神河町マスコットキャラクター「カーミン」の使用に関する要綱または、担当課でご確認ください。

規定について

- ◆ 「カーミン」のイラストの規定は、イメージを正しく伝えるために規定したものです。また、縦横比の変更などの変形やイラストを省略して使用してはいけません。
- ◆ 「カーミン」のイラストの一部のみを使用したり、他の図形や文字と重ねて使用することはできません。
- ◆ このデザインのとびきで示した規定色(主にカラーで)を使用してください。背景色には、「カーミン」の規定色は使わないでください。
- ◆ 原則としてデータ(担当課にあります)から使用してください。